

令和 6 年度

小平市立小平第二小学校 PTA

臨時総会議案書

日 時 : 令和 6 年 10 月 4 日 (金)

午前 9 : 00 配信 (開会)

令和 6 年 10 月 7 日 (日)

午後 9 : 00 締切 (閉会)

場 所 : オンライン開催 (google form)

開 票 : 令和 6 年 10 月 8 日 (月)

総 会 次 第

- 1 開会 (スクールメールにて)
- 2 会長あいさつ (スクールメールにて)
- 3 校長あいさつ (オンラインのため割愛)
- 4 議長選出 (スクールメールにて)
- 5 議事審議 (スクールメール添付)
 - 【第 1 号議案】PTA 規約の改正
(規約第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号一部削除)
- 6 議長解任 (閉会時間と共に自動解任)
- 7 閉会 (閉会時間と共に自動閉会)
- 8 開票 (定足数確認、スクールメールにて集計報告)

1 議事審議

【第1号議案】 PTA 規約の改正 (規約第16条第1項第1号、第2号一部削除)

PTA 規約第16条第1項第1号、第2号一部削除

本年度 PTA では「できることを、できるときに」をモットーに、立番を始め PTA、学校、コミュニティスクール(CS)、地域が必要とするボランティア活動を見直し、PTA 本部役員、各委員の負担を軽減すべく、保護者の皆様へも自由かつ平等に、ボランティアを募ってきております。

そこで、PTA 本部役員の任期や制限を改め、任期なく継続できる、制限なく誰でも再立候補できる環境を整え、自由な規約として整備したいと考えます。フレキシブルでサステナブルな PTA 組織の実現を目指し、第16条第1項第1号、第2号の本文の一部を削除することを提案します。

規約本文の一部削除に伴い、小平第二小学校保護者と先生の会（PTA）規約において第16条第1項第1号、第2号を変更いたします。

現行	改正案（令和6年10月7日）
小平第二小学校保護者と先生の会（PTA）規約 第6章 役員と役員の任務 第16条 省略 (1) 役員の任期は1年とする。また、 同じ役員を3期以上つとめてはいけない。 (2) 役員は、続けて他の役員に選ばれることができる。 但し、5期以上役員をつとめてはいけない。	小平第二小学校保護者と先生の会（PTA）規約 第6章 役員と役員の任務 第16条 省略 (1) 役員の任期は1年とする。 (2) 役員は、続けて他の役員に選ばれることができる。